

様式第3

会 議 録

会 議 名	令和2年度第3回野田市環境審議会
議題及び議題毎の公開または非公開の別	1 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（公開） 2 野田市環境基本計画について（公開）
日 時	令和2年10月19日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで
場 所	野田市役所高層棟8階 大会議室
出席委員氏名	委員長 菊池喜昭 副委員長 香西陽一郎 委員 鍛冶利幸 島田ゆかり 関根理恵 竹澤浩美 館岡誠 山中啓司 五百川和家恵 上口清彦 添野博
欠席委員氏名	横山幸男 鈴木隆一 浅野幸男
事務局	鈴木市長、柏倉環境部長、関根環境保全課長、濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長、小島環境保全係長、片倉公害対策係主査、中村みどりと水のまちづくり課長、勝田みどりと水のまちづくり課長補佐、須賀田下水道課長補佐
傍聴者	無し
議 事	令和2年度第3回野田市環境審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

議題 1

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長より諮問

議題 2

野田市環境基本計画について

菊池委員長

会議を始めます。

はじめに、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ということで市長の方から諮問があると聞いています。

また、以前から環境基本計画の内容について、皆さんに読んでいただいて御意見を頂きましたけれども、それについて事務局の方で取りまとめましたので、皆さんにお諮りしたいと思います。限られた時間の中ではありますが、活発な議論をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

続きまして、市長より挨拶を申し上げます。

鈴木市長

本日大変お忙しい中、環境審議会に出席賜りましてありがとうございます。また日頃から皆様方には、市政に特にこの環境行政について、御協力いただきまして感謝申し上げます。

コロナ禍で思うような活動ができない中、本日環境審議会を開かせていただいた訳ですが、御案内があったように今、野田市では太陽光発電設備の設置が非常に増えてきております。それに伴い様々な問題も出てきておりますので、ここでもう一度条例を見直して適切な管理をし、環境を守るためにやっていきたいと思います。よろしく御審議ください。また、次期「環境基本計画」については、委員の皆様から様々な御意見を頂いて、それを取りまとめました。その説明を致しますのでよろしくお願いします。

時間も限られているかと考えておりますが、きたんのない御意見を頂いて、御審議賜りますことをお願い申し上げますと挨拶と致します。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

本日の出席状況について御報告します。鈴木委員、横山委員、浅野委員から欠席の御連絡を頂いておりますので、出席委員は14名中11名です。半数以上の委員が出席されておりますので、野田市環境審議会条例第5条第3項の規定に基づき、本会議は成立しておりますことを御報告します。

続きまして、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市長から諮問させていただきます。

鈴木市長

第210号令和2年10月19日

野田市環境審議会委員長、菊池喜昭様。

諮問書 野田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例の制定

主旨 太陽光発電設備の適正な設置に関する条例については、地域住民への説明会を義務化しその結果を速やかに報告させるとともに、発電設備の廃棄費用の積立て状況を定期的に報告させるなど、本条例の実効性をより高めるために条例を改正することについて諮問いたします。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

それでは、野田市環境審議会条例第5条第2項の規定に委員長が会議の議長になるとしておりますので、菊池委員長に議長をお願いいたします。

菊池委員長

はい。ただ今市長から諮問いただきましたので、野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審議していきたいと思っておりますので委員の皆さんよろしく申し上げます。

それでは、野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局からの御説明をお願いします。

小島環境保全係長

<主旨説明>

菊池委員長

はい、ありがとうございました。

今、御説明のありました、議案第1号につきまして、御意見御質問等ありましたらどうぞ。

山中委員

意見というより、実際こういう条例改正が必要だと思った事例がありました。

私は市内で保全活動をずっとして参りましたが活動している団体の隣接している森の木が太陽光発電設備の設置ということで、切られ始めて、事前に説明会等が開催されていればよかった、と実感しました。事業者としても住民との関係を考えると摩擦を起こすことは事業も遅れたりすると好ましくないと思うので、今御説明のあったように条例が改正された方がいいと、経験から感じました。

館岡委員

2点ほど確認したいです。まず太陽光の発電事業の届出が、令和2年9月末現在で68件あるということですが、どういう状況かよく分からないので、具体的に説明してください。もう1点は、太陽光発電設備を設置してから、廃棄しているところはまだないと思いますが、廃棄費用の積立てを義務化するとしても、どのくらいの面積でどのくらいの費用がかかるとか、どのようになっているのでしょうか。

小島環境保全係長

1点目の関宿地域での営農型太陽光発電設備について御説明します。届出がありましたのは、今年度の早い時期でしたが、通常の地面に設営するものではなくて高さ約2メートルくらいの位置に、太陽光パネルを間引いた形に設置し、その下にこの事業者の場合はさつま芋とみょうがを栽培する、太陽光発電をやりながら農業をやるという形の計画でした。今年の冬からパネルの設置工事が始まる予定と聞いています。この事業者は、法人として農地転用等しており5ヘクタールほどの規模ですが、全区域で太陽光パネルを設置するのではなく一部で農業をやりつつ、そのうちの一部で太陽光パネルと農業を組み合わせるという形で計画されています。このような届出が関宿地域で1件ありました。規模としては5ヘクタールほどですが資源エネルギー庁の事業認定は発電所ごとに受けるので、発電所としては35か所になりました。

2点目の廃棄費用の積立額に関してですが、資源エネルギー庁で事業計画のガイドラインを作成しております。それによりますと設置費用の5パーセントというのが一

つの目安になっています。また、2018年以降は、技術革新が進んでパネルの設置費用が安価になってきたことから、ガイドラインには1キロワットあたり18,000円が目安となっております。それぞれの事業所の発電規模に応じて20年、30年かけて廃棄費用を積み立てるといった形をとって、資源エネルギー庁への事業計画書の提出、定期費用の報告をしていくと考えられます。

舘岡委員

設置費用の5パーセントと1キロワットあたり18,000円というのと、どちらの方が高くなりますか。

小島環境保全係長

以前条例を作るときに事業者から聞き取りした話です。条例をつくる前、発電出力49.5キロワットというのが、届出の中で多くありました。理由は、50キロワットを超えると設備費用が異常に多くかかってしまう、また電気事業法の関係で保守点検など非常に厳しくなるといったことからです。そこで18,000円掛けますと、50キロワットで90万円ぐらい。100万円弱ぐらいが廃棄費用と聞いたことがあります。

柏倉環境部長

一部補足をします。先ほど委員からもありましたが今年度、件数が増えているということですが、関宿地区で68件という数字が出ています。通常一連の太陽光発電設備で1件とみなしますが、いま説明があったように桐ヶ作では、一連の太陽光発電設備で35件分個別に申請をしているため、件数の増加につながりました。他に、関宿地区では、隣接した古布内でも耕作放棄地がかなりまとまってあり、そこも申請が多くあがっている状況です。また、廃棄費用の積立てですが設置費用の5パーセント、あるいはワットあたりの単価といったその辺の比較についても今、事務局の方からもありましたが、市が費用のどちらを使うという指導はできませんので、飽くまで国の指導ということで国に提出する事業計画書の写しを提出してもらおうということです。ただ飽くまで事業計画なのでまだ実績がない中で作るものなので、それに対して市としては、条例の他に施行規則の中で、事業計画で見込んだ廃棄費用は幾らという証拠書類を提出するというかなり厳しい規則をベースに設けています。当然事業者も単なる計画だけではなく、その根拠も示さなくてはならないということになります。今回のこの2点の条例改正でハードルもあがっているのではないかと、事業者にとってはかなり、厳しくなっていると考えております。いずれにしても再生可能エネルギーとし

て、今最先端の太陽光発電ですので、一概に駄目ということではありませんが、環境破壊ということも考え、またある程度の抑止力は持たなくてはということで、今回改正したいと考えています。

上口委員

営農発電というのが、先ほど説明があったと思いますが、御覧になった方はいますか。実は、白井市で6年くらい前から取り組んでおり、これは是非見ていただいた方がいいです。2メートルくらいで非常に条件が厳しくて、去年の台風でも壊れませんでした。白井市役所に連絡すれば見学できると思います。見ていただかないとどういふものが申請されているか分からないと思います。

次に、住民説明会について国が厳しく指導しています。それがなぜかということをも具体的な根拠を示して説明しないと委員の皆さんに分からないと思います。

柏倉環境部長

白井市の件については、事務局としても時間があれば見学したいと考えております。また、説明会の義務化についてですが、これは国のガイドラインの中で、地域との共生が重要であるとうたわれています。必須事項ではなく推奨事項として示されています。この太陽光発電の条例は、太陽光発電設備そのものを賛成、反対するものではなく、国の法律によって既に認定を受けているものなので、市で賛成、反対はできません。ただし設置に当たって地域と話し合いをもち、いろいろな不安材料を取り除いてその事業を適切に行ってくださいということです。国としても地域との共生が重要であり、地域等に理解を求めた上で良好な太陽光発電設備を設置してくださいという趣旨です。野田市がこの条例を制定したのは近隣の中でも早い方で、そのときはそこまでの話がありませんでしたので必要に応じてというやり方にしていましたが、今年条例を施行したところは義務化しているということもありましたので、国の動向にも合わせて義務化を決めました。

上口委員

もう少し具体的に例えば森林伐採による山崩れの心配とか太陽光パネルの反射光が気になるなどについてお話をお聞かせいただきたいです。

柏倉環境部長

背景として、森林の伐採というのは非常に問題になっております。また、斜面に太

陽光設備を設置する事例も多くその斜面の崩れ等の心配もあります。それからひかり害、光害の問題もあり、熱を吸収するという事で周辺の気温が上がってしまうのではないかという懸念もされています。また、太陽光発電設備を設置することによって、電磁波の影響があるのではないかとといったことについても不安材料になります。太陽光パネルの角度は調節することができるのでその辺は説明会で皆さんの意見を聞きながら対応していくこととなります。熱吸収による気温の上昇につきましては、文献によるとパネルから1メートル程度の距離までは若干の気温上昇がみられるが、1メートル以上離れると通常通りという結果が出ているそうです。また、電磁波についてですが、太陽光パネルそのものからは電磁波は発生しません。太陽光の熱を集約して変換するコンデンサーで若干の電磁波が出ているということです。これも1メートル程度離れた場所では発生しないということです。電化製品について調べたところでは、コタツは直接入って電磁波は出ているが非常に低いそうです。扇風機は近くでは太陽光パネルの何十倍もの電磁波が出ているそうですが、30センチ60センチと離れていくとほとんど影響ないそうです。

上口委員

ありがとうございます。今の説明で皆さんもお分かりになったと思います。

菊池委員長

他いかがでしょうか。

関根委員

土砂崩れ等災害がありますが、水害で太陽光発電設備が浸水した場合、感電するような事例を聞いたことがあります。また、排水計画を提出させるところもあるようです。説明会を行うとともにそういったことも考えていくといいのでは、というのが一つの意見です。また、景観のことで御提案です。関宿地域には水流遺産、文化的景観に関わる地域が幾つかあるようです。そこに太陽光発電設備が設置されると、指定されたときに施設の移設ということで費用をかけてすべて撤去してもらうことになってしまいます。遺産登録される際の文化的景観の範囲等は文化財関連や都市計画の部署である程度把握されていると思うので、そういう所と連携をしながらなるべく景観を壊さないような方向で進めていただきたいと思います。

小島環境保全係長

1点目の浸水に対応するための排水計画等につきましては、最初に条例を制定したときの事業計画書の添付資料として提出していただいています。現状としては、野田市は丘陵がほとんどない形状であり、耕作放棄地に太陽光発電設備を設置することが多いので大抵の場合は事業区域内で浸透枮等を付けるような形の排水計画が多いです。

柏倉環境部長

景観に関して貴重な情報をありがとうございます。条例を制定する際にも景観との調和というのは非常に大切です。遺産登録されるような自然を保護していく中で太陽光発電設備を抑止できればというのが最初の思いでした。景観の規制も太陽光発電設備と同様に私有財産ということになりますので、どこまで抑制できるか考えていましたが、太陽光発電設備がどんどん設置されていく現状をみて、先にこの条例を制定させていただきました。景観についても関係各課と連携を図って、少しでもそういったものを残すような形で進めていきたいと思っています。

菊池委員長

先ほど関根委員が言われたのは、常時ではなく、災害が起きたときも大丈夫ですかという意味ではないですか。

関根委員

はい。おっしゃるとおりです

菊池委員長

そうすると、事前の報告書というのは難しいかもしれませんが、そうなったときにどういう対策がありますかということですね。洪水になったときと太陽光パネルが崩壊したときがあると思います。また設置されている場所も低いところ、斜面の上下等で変わってきます。その辺も注意していただけたらと思います。規則に制定することではないかもしれませんが。

関根委員

例えば、危機管理計画を提出してもらうようにすると、ここはこういう計画を出している、ここは余り考えていない、という判断ができるのでいいかと思います。

柏倉環境部長

排水計画につきましては、条例と規則の中で定めていますが、この他に事業者向けに手引きという形でガイドラインを作っております。その中で、細かく事業者の方を指導していきたいと考えています。

香西副委員長

これだけ、地球温暖化、気候変動が起きている現状で再生エネルギーの問題は避けて通れないと思います。その中の一つの手法が太陽光発電です。太陽光発電そのものの設置も悪いわけではなくて、逆に地球にとってはいいと思います。ただし、周りの方々にとっては、新しいことだから心配になる、ですから丁寧なコミュニケーションというのは、してあげるべきだしお互いに納得して進めることが事業者として必要です。そうでないと、感情的になったり思い違いをしたりして支障が出ます。条例の改正を更に進めていく中で、事業者に対しては、しっかりとした管理運用をやらせることが重要です。その中で、街の調和というのはやはり大事です。太陽光発電とか森林といった調和を考え、一步先んじて文化的な資産も含めたところで条例改正が決まった後に進めていければいいのではと思います。

菊池委員長

太陽光発電について皆さんにいろいろとお話しただいております。この条例の内容については特にこれ以上御意見がなければ、よろしいかと思うのですが。内容について何か気が付いたことありますでしょうか。いろいろな御意見御発言いただきまして、情報が共有されました。

よろしいでしょうか。それでは、市の条例改正案につきまして、了承するというところでいきたいと思います。皆さん、よろしいですか。

<一同、異議無し>

菊池委員長

ありがとうございました。

それでは次に議案第2号、次期「野田市環境基本計画」について、事務局より御説明をお願いします。

関根環境保全課長

議案第2号、次期「野田市環境基本計画」についてでございますが、先ほど委員長の方からもございましたが次期「野田市環境基本計画」の素案につきまして、委員の皆様书面での御審議をお願いさせていただきました。御多忙の中御協力いただきましてありがとうございます。頂いた御意見につきましては、事務局で集約したものを先日その他の資料と合わせまして、皆様宛てに御送付させていただいております。なお本日お手元にお配りしている次期「野田市環境基本計画」の素案については、頂いた御意見をもとに修正したものとなっておりますのでよろしくお願いいたします。また、今回皆様から頂いた御意見等につきましての修正は委員長に御一任いただければと思っております。修正につきましては、今回が最後ということではありませんので、今後パブリック・コメントにより出された意見や新たな修正を加えて2月に更新ということになりますので、よろしくお願いいたします。

菊池委員長

ありがとうございました。「環境基本計画」というのは、この審議会としても非常に重要な案件で、それに対してまずは1度読んでいただいた御意見を頂いておりますけれども、他の方の御意見等を見ていただきますと、また改めて御意見も出てくるのではと思います。今事務局の方からありましたけれども、これで完成ということではありませんので、御意見御質問いつでも各委員から結構ですのでお願いします。

上口委員

各委員から出された案の私の項目で一番後ろになります。第6章の公共下水道の件ですが、野田市で所有しているみなし浄化槽、いわゆる単独浄化槽になりますが、将来合併処理浄化槽に変更される計画はありますか、という質問がありましたが、市からの回答では、現時点で予定はありませんと書いてありました。これは、将来にわたって全くないという意味にとっていいのか。あるいは、市も積極的に転換する計画を推進いたします。いたしますという表現に変えないといけないのではないか。市が全くやらないととられてしまいます。私が危惧しているのは、市民に合併処理浄化槽に変えなさいとって、補助金をたくさん出しているのに、計画はありませんと書いてしまうのは、いかがなものかと思っておりますので、再度御検討いただきたいです。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

ただ今の御意見でございますが、こちらにつきましては、各施設に担当部署がございまして、そちらの方に照会をさせていただきました。上口委員の御意見に基づきま

して、意向を確認して、こちらの内容につきましては、環境基本計画に掲載する内容はございませんが、内部で検討していきたいと思っておりますので、これらを意見の回答とさせていただきます。

菊池委員長

はい。よろしいですか。

上口委員

これ以上回答は出てこないようなので、後で私、下水道課に参ります。下水道課長に聞いてみます。

また、「環境基本計画」を発行するまでに半年くらいあると思いますが、写真がかなり古いですし画質も良くないので、改めて撮り直す計画はありませんか。

関根環境保全課長

御意見御要望があれば今後新しい写真に差し替えるという方向で考えていきたいと思いますが、ただ、今回の「環境基本計画」でできるかどうかは定かではありませんので、極力差し替えていきたいと思っております。

菊池委員長

上口委員の言われるとおりですので、できるだけ新しいものにされた方がいいかと思っております。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

何件か写真について事前に御意見を頂いておきまして、今お手元のものには反映されていないと思っておりますが、実は、写真がかなり変わっています。今御意見ありましたので更に精査したいと思います。

菊池委員長

どうぞよろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

添野委員

「環境基本計画」に対する意見ということで、送り仮名、の件で修正をお願いして

いましたが、結局別の形になっているようなので、どのような経緯でそのようになったのでしょうか。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

ただ今の添野委員の御意見ですが、9月にお送りした「環境基本計画」の案の送り仮名について、確認いただきたいという御意見があり、御意見の通り修正させていただきましたが、今、直っていないのではないかという御指摘を受けましたので、確認させていただいて修正されていることを、委員に御了解いただいたところです。

柏倉環境部長

ただいまの説明の通り、添野委員のおっしゃるように記載を修正しておりますけれども、行政では、「公用文の手引」というものがありまして文書についてはこの手引で確認しております。事務局のミスもありまして確認作業がまだ途中の部分があり、再度確認させていただいて表記等が変わる可能性もございますので、その辺は御了承いただきたいと考えております。

菊池委員長

はい、ありがとうございます。

一つは正誤の問題でしたが、今の御説明で正誤のないように修正していただくということですね。はい、どうぞ。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

公用文の取扱いに関しましては、担当部署に確認作業を依頼する予定です。あわせて、添野委員から御指摘のあったような、片方は送り仮名が入っている、もう片方は漢字のみといった場合につきましても、整合させていこうと思いますのでよろしく願いいたします。

菊池委員長

私の方から一つお話をしたいと思います。アンケート結果についてなのですが、私も、「環境基本計画」に載せる必要はないと思います。私のお願いは、アンケート結果そのものに少し考察を加えたものの公表を考えていただきたい。この基本計画の中には、アンケートをこのように実施しましたという用紙が入っていることで十分で、結果については別の形で公表していただいて、詳しくはそちらを御覧くださいという

ようにできればと思います。

柏倉環境部長

委員長の御意見の通りで、アンケートの結果というのは市民の皆様が知りたいことだと思います。それについては検討いたします。ただ、市の中で市民アンケートをいろいろな部署が実施しておりますので他との整合性もとりたいと考えておりますので、その辺をふまえて検討していきたいと思います。

菊池委員長

それはそういうことだと思いますが、チェックしていただいでできるだけ公表できる方向で考えていただけたらと思います。どのような形で出すのか、必ずしも膨大なものをすべて出すわけではないと思いますが、何かの形でバックデータとは別のものとしてよろしく願います。

上口委員

スケジュールの件ですけれども、私たち委員の任期は令和3年3月31日までということでもいいですか。

柏倉環境部長

まず皆さんの任期が今年の10月まで、ちょうど2年間ということで、その中で計画を策定して当初のスケジュールですと任期中にできればいいと考えておりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、事務局の作業も遅れ、会議もなかなか開催できないということで、任期を延長させていただきました。今後のスケジュールは市としては令和3年度から始める計画ですので、必ず今年度中に策定させていただきたいと考えておりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

菊池委員長

市としては今の段階で延期ということはないと思いますけれど、ですからその部分は何としても頑張りますといった状況ですね。今のスケジュールですと、パブリック・コメントはいつになりますか。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

パブリック・コメントの予定は12月になります。1か月間としています。この審議

会をもちまして、パブリック・コメントにかけさせていただきます。パブリック・コメントが終了いたしました後に意見集約をして修正版を1月に予定しております環境審議会では皆様の御意見を頂きたいと思っております。

菊池委員長

今皆さんに見ていただいて、ここで御意見を頂き、それに対応して修正したものをパブリック・コメントに出すという形ですか。又はこの段階のもので出しますか。

柏倉環境部長

書面議決という形で、書類を事前に見ていただいているということもございます。また、スケジュールの関係もございますので、今日の意見をもとにこの素案でパブリック・コメントを出させていただきたいと考えております。今説明がありましたようにパブリック・コメントの意見をふまえてまた皆様で議論いただく機会が、一度ございますので、その間に御意見等あれば、大幅に主旨が変わるのでなければ、委員の皆様の御意見をふまえて修正が可能でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

菊池委員長

今日この会議で御意見を頂ければ今日の分は修正される、今日の会議以降の意見は修正せずにそのまま出されるということでしょうか。

では、私からお話しします。まず、素案の8ページに環境行政の流れという年表がありますが、見直していただきたいところがあります。理由は、この前に書いてある文章と表の内容が合っていない部分があるためです。

また文章とは別ですが、昭和42年に「公害対策基本法」が制定され、これが一番の柱でスタートラインだと思っておりますが、これに対する県の内容の表記がありません。そして、この「公害対策基本法」が使えるようにするように対応してできたのが「廃掃法」だと思っておりますが、これについては「県」には書いてあるが「市」にはない。基本法となるものが重要だと思うのですが、それに対して「県」や「市」がどのようなことをしたかというのを、載せていただけたらと思っております。国の基本法が三つありますけれど、それと平成27年SDGs（エスディージーズ）が大きなものかと思っておりますがそれに対応するのがどういうことか書き込んでいただけるといいです。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

ただ今議長から頂いた御意見に基づきまして、特に昭和42年「公害基本法」に対する県の動向、市の動向を「廃掃法」に絡めて確認させていただきます。再度全体的な流れについて精査いたします。

菊池委員長

よろしく申し上げます。

はい。どうぞ。

山中委員

お手元の資料121ページに「計画の推進方策」があります。この計画を令和3年度から実際の計画としてまわしていくことになるわけですが、まだ計画の段階です。計画が施行されていない中、そういう実施計画と並行して予算の割合とか、どうやって今年度から来年度へとつなげていくのか教えていただきたい。今現在、来年度の実実施計画はどうなっていますか。その辺が分からないと今年度で来年度に向けての予算配分等はできないのではないですか。

柏倉環境部長

予算との絡みですが、実施計画と計画の時期が同時なのでこの計画ができないと実施ができないのではないかということですが、基本的に市にはいろいろな基本計画がございますが、この基本計画の中では、実際に実施する細かいことまでは記載されません。考え方についてこういった方向性を示すというのが基本計画です。対しましてその計画の中でどんな事業でどのくらいの費用がかかるというようなことをもってくるのが実施計画です。今、令和3年度に向けた予算編成の時期に入りました。この計画もそうですが10年間の計画です。実施計画は総合計画でいうと、3年間の実施計画をつくって、3年目にローリングを行いまた更にというように、時代の変化に伴い変えていくという考え方です。基本的にこの計画の中からできる考え方を示して、実質的にはその中で何ができるかというのをこれから予算編成の中で示していきたい。ですから、中には大幅に変わるものもこの基本計画の中にもありますがその辺はふまえながら、ある程度予定を立てて実施に取り組んでいきたい。ですからこれがイコール実施計画ではありませんので、この計画で記載されている範囲で、どこまでできるかというのを、これから予算との絡みでやっていきたいと考えております。

山中委員

実施計画は、初年度としてまずやらなくてはいけないことを担当課で予算を出してそれを来年度の予算に向けて予算取り。それをもって、令和3年度の実施計画、初年度はそういった形で実施計画として位置付けしていくということですか。

柏倉環境部長

おっしゃる通りです。予算編成は、今始まったばかりで1月の下旬までまだ時間がありますので、この計画もその中でどんどん進んでいきますのでそういった中でこの計画から拾って実施計画に位置付けしたい。ただし、皆さん御存じのようにコロナの影響で市の財政は非常に厳しい状況で今年だけでなく、昨年の決算を見ても税収が非常に下がっているという現状もあります。来年度の予算編成は、厳しい状況だということを財政担当の方からも聞いておりますので、この基本計画で位置付けたものをどこまで実行できるかというのは、担当課としても頑張っていきたいです。

菊池委員長

今の御説明ですと、そもそも基本計画に書いていないことを新たにやろうとするのは、まず大変だということですね。だからしっかり書いておくことが重要。また、書き込んであってもそれに順位をつけなくてはならないような可能性もあるのですね。分かりました。

他、よろしいでしょうか。

関根委員

今日頂いた資料の100ページ、5 快適な都市環境の確保のところ「環境指標等」という表の「5-3 良好な景観の形成」の景観形成対象地区で将来目標値については、私的財産等の利害関係が発生するため目標値については検討しているとなっておりますが、基本的には、すぐ来年までにやらなくてはいけないというのではなく2～3年の期間をとって、計画の中では徐々に直していくことも可能だと思います。文化的景観で、県では既に、野田市の一部地域を水流遺産に指定しています。県の指定から世界遺産になるときに、市が条例を作ってその区域を指定していないと世界遺産には絶対登録できません。今この表に数値が書かれていないと、まだやらなくていいですよと私有地の方が言い始めたら登録の機会もとんでしまい、5～6年も先延ばしになってタイミングを逃してしまいます。私が知っている限りでは、関宿の農業の景観と関宿城がそれぞれ別のエリアで登録されていて、あと多分醤油工場の施設辺りが文化的

景観で登録されていたはずなので3か所くらいは入れておかないと。将来世界遺産に申請するのも3～4年かかりますが、市が指定して県が指定して、国でも毎年一つずつしか申請できないので、この目標値の欄には3くらいは少なくとも入れておく必要があると思います。

柏倉環境部長

御意見ありがとうございます。私ども力不足で、今日関根委員からありましたような動きを把握しておらず、このような記載をさせていただきましたけれども、担当課ともよく調整して3か所くらいは少なくとも目標値として設定できるように検討させていただきたい。その辺についてはパブリック・コメント前にある程度修正させていただきたいと思いますが、皆さんにみていただくという時間ありませんので菊池委員長の方に協議を一任させていただければと考えております。

関根委員

文化的景観の場合はその地域が指定されていれば、修繕や修景、景色を修理すると書きますが、に必要な費用の補助金が国から出ます。これは建物に対してだけではなく農業景観のための土手や土砂崩れのありそうなどの整備などでも補助金が出ますので、早めに指定された方がいいと思います。

菊池委員長

ありがとうございました。よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

香西副委員長

今日頂いた資料の98ページ、「エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの促進を検討します。」というふうに書かれていて、118ページには具体的な取り組み例として、「再生可能エネルギーの普及の推進」となっています。推進ということで行うという感じですが、戻って98ページで「検討します」となっていると、考えてやめたというイメージがあって、少し弱いというか、これからの環境計画ですから「取り組みます」とか「行います」といった意思表示があった方がいいと思います。これは、先ほどの太陽光パネルのことだけでなく、再生可能な電力を購入するという方法もあり、それも発展していく可能性もありますので「検討します」より「取り組みます」の表現の方がいいと

思います。

柏倉環境部長

ありがとうございました。香西副委員長のおっしゃる通り「検討します」だと、なかなか進まないというのが皆さんのイメージだと思います。今御意見頂いたように、再生可能エネルギーにはいろいろな分野があって、これから市でも研究させていただきたい。また、市としては、ゼロカーボンシティを協議会としてですけれども、7月に宣言させていただきました。その後いろいろな個別の事業を見直しまして個別でも宣言したいと考えておりますのでそのような中で、「検討します」という言葉よりももう少し積極的な言葉に変えさせていただきたいと思います。

菊池委員長

先ほど言いましたが、今日の会議で出た意見についてはまだ議論ができますのでその部分を修正してパブリック・コメントにあげることができますが、例えば1週間以内に頂いた意見であれば、反映できるということであればよりいいと思います。もちろんそのときに大きな修正が必要なものだったら、皆さんに確認していただかなければなりませんが、少しの修正であれば私が一人で確認するということでよろしければ、非常に作業が進めやすいと思います。それでよろしいでしょうか。

柏倉環境部長

おっしゃる通り、会議を開く機会もない中で皆さんに見ていただいたこともありますし、期限を1週間ということで、その間に他に御意見がある場合には修正をさせていただきたいと思います。ただ、その修正内容につきましては、委員長と事務局に一任させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

菊池委員長

よろしいですか。皆さんこの後、時間を少しおいて見ていただいた方がいいと思いますので。パブリック・コメントの前にできるだけ修正しておいた方がいいと思いますので。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、幾つか御意見ありましたのでその辺を修正していただいて、また、この後の御意見についても対応していただいて、前に進めていきたいというふうに思っております。大筋は皆さん御意見を頂いておりますが、細かい点も数値目標など重要なことがたくさんあると思います。是非その辺を詰めていただいて、パブリック・コメント

で終わりというわけではありませんので、3月までがんばって終了させるということです。よろしいでしょうか。

上口委員

基本計画に対する意見の中の1ページ目で資料1ですね。SDGs（エスディージーズ）について言及しているのですが、市からの回答は、具体的な取り組みについては至っていません、となっています。

一般市民と行政の表現に隔たりがあります。「至っていません」と書いてしまうと「やりません」というように聞こえてしまいます。また委員長に一任するということですが、それについてです。今、SDGs（エスディージーズ）をやっていないと、入札にも参加しにくい環境になってきています。それを市がやらないという考え方はまずいです。大企業ではほとんどがもう主流になっています。これは逃げて通れない。この辺については是非前向きな表現に変えていただきたいです。これが市民の皆さんの目に触れないということはないと思います。その辺を意識して、御検討いただければ有り難い。よろしくをお願いします。

柏倉環境部長

上口委員のおっしゃる通り、このSDGs（エスディージーズ）につきましては避けて通れないということで今回の基本計画の重要ポイントの一つとしてとらえています。取組に至っていないというのは、申し訳ない記載であり、この辺は改めさせていただき、もう少し積極的に取り組むような形で変更させていただきたい。

菊池委員長

はい、ありがとうございます。SDGs（エスディージーズ）については、最初はとても消極的だったのが上口委員の御意見で大分書き込んでいただいたようですが、まだ不十分ということで是非御検討よろしくをお願いします。

他にはいかがでしょうか。

もしなければ、ここで審議を終わらせていただいて、今日の会議の終了とします。

濱田環境保全課長補佐兼公害対策係長

確認があります。先ほどの環境基本計画素案に対する御意見でございますが、10月26日月曜日、こちら1週間後になりますが、御意見がある場合は月曜日までに御意見をお願いいたします。

それから、委員の皆様への任期延長に伴う委嘱等についてご説明いたします。従前の任期は令和2年11月30日までとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により審議が遅れたことに伴い任期を延長させていただいているところですが2点ほどお願いがあります。1点目は、今後においては委嘱手続を進めさせていただき、年明けに予定している、第4回環境審議会にて改めて委嘱をお願いするとともに、委嘱書をお渡ししたいと考えております。また、団体からの推薦による委員については、本会議終了後に継続していただくようお願いする予定でおります。2点目としましては、任期延長に伴い委員長、副委員長は改選すべきところですが任期を延長した趣旨が環境基本計画の円滑な継続審議が必要なためということですので、改正は行わないとさせていただくことを御了解いただきたいと思います。思っております。

菊池委員長

はい、ありがとうございました。委員の皆さんから何かありますか。事務局の方針でよろしいということでしょうか。はい、ありがとうございました。

他に何か御発言ありますか。

それでは、特にないようですので本日の審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。